

「2019 FPフォーラム in 宮城」が開催されます

*ファイナンシャル・プランナー（FP）とは…

一人ひとりの将来の夢や目標に対して、お金の面で様々な悩みをサポートし、その解決策をアドバイスする専門家です。

第16回の日 ～ひとりひとりの夢をかたちに～

自分の将来・子供の未来

主催/日本FP協会宮城支部、財務省東北財務局
共催/宮城県金融広報委員会

2019年11月23日(土)
仙台国際センター

事前申込制
先着順 参加無料

お かね フォーラム

<p>セミナー 50名</p> <p>老後は2,000万円必要？</p> <p>10:00～10:50</p> <p>朝賀 久敬 氏 (ファイナンシャル・プランナー)</p> <p>おカネの心配から解放されて、健康寿命を延ばそう</p>	<p>講演会 120名</p> <p>ライフデザインと資産形成</p> <p>11:10～12:30</p> <p>清水 茂 (東北財務局理財部金融監督官)</p>	<p>セミナー 50名</p> <p>子どもの可能性を伸ばす</p> <p>14:00～14:50</p> <p>飯塚 吉美 氏 (ファイナンシャル・プランナー)</p> <p>おカネの貯め方 使い方</p>
<p>32組</p> <p>楽しくおカネ体験</p> <p>マネー知力開発ゲーム</p> <p>11:00～12:30</p> <p>小学校中・高学年向け</p> <p>金融広報アドバイザーと併用による</p> <p>会場までの保護者の引率が 必要です</p>	<p>100組</p> <p>キャサリン&ナンシーのお金のおはなし</p> <p>親子おこづかい会議</p> <p>13:30～15:00</p> <p>小学校低・中学年向け</p> <p>保護者同伴での参加が必要です</p>	<p>24組</p> <p>ファイナンシャル・プランナーによる無料相談会</p> <p>① 10:00～10:50 ② 13:00～13:50 ③ 14:00～14:50 ④ 15:10～16:00</p>

お問い合わせ・予約先：
日本FP協会宮城支部

フリーコール 0120-874-251 平日 10:00～17:00

★消費生活相談窓口★

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く。）
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>

消費者ホットライン
「188」で
最寄りのセンター
窓口につながります。

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。（相談時間 月～金 9時～16時）

<p>【仙南圏】</p> <p>大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700</p>	<p>【大崎圏】</p> <p>北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700</p>	<p>【栗原圏】</p> <p>北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700</p>
<p>【石巻圏】</p> <p>東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700</p>	<p>【登米圏】</p> <p>東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】</p> <p>気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000</p>

◎各市町村にも相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。）

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧いただけます。

みやぎの消費生活情報



<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html> 検索！



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆災害に便乗した詐欺や悪質商法にご注意ください！

- ◆フリマアプリのトラブルにご注意を！

- ◆「多重債務無料法律相談会」を開催します

- ◆「2019FPフォーラム in 宮城」が開催されます

2019

11 November
月号

第116号

去る10月12日から13日にかけて本県付近を通過した台風19号によりお亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

災害に便乗した詐欺や悪質商法にご注意ください！

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。十分にご注意してください。また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、確かな団体を通して送るようにしましょう。

お困りの際には一人で悩まず、まずは消費者ホットライン「188」にお電話ください。お近くの消費生活相談窓口につながります。

過去の災害発生時に寄せられた相談

工事・建築関連

- ・台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積りのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示された。
- ・屋根の無料点検後、そのまま放置すると雨漏りすると言われ高額な契約をさせられた。

義援金関係

- ・ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった。
- ・市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた。

★アドバイス★

工事・建築関係

- ・修理工事等の契約は慎重に！
- ・契約を迫られても、その場では決めない！
- ・契約しても、クーリング・オフができる場合がある

義援金関係

- ・不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断る
- ・公的機関が、訪問や電話等で義援金を求めることはない

フリマアプリのトラブルにご注意を！

フリマアプリとは、スマートフォンやタブレットを利用して、実際のフリーマーケットのように、アプリ上で個人同士が品物を売買できるサービスのことで、若者を中心に利用が広がっています。

※消費生活センターでは、個人間取引によるトラブルは、原則として対象外となっています。

相談事例

フリマサイトにブランドのバッグを出品した。買い手に商品を送付し代金を受け取ったが、「バッグは偽物だったので返金するように」と連絡があった。バッグは数年前に正規店で購入した本物だ。フリマサイトに相談したが、自分たちで解決するようと言われてしまった。



消費者庁イラスト集より

★アドバイス★

- **トラブル解決は当事者間で困ることが求められている点を理解して利用する**
フリマサービスの取引は、基本的に売主と買主との個人間の取引です。利用規約では、トラブルは当事者間で解決するように求められていることをよく理解しましょう。
- **利用規約等で禁止されている行為は絶対に行わない**
フリマサービスの運営事業者の多くはトラブルを防止するため、利用規約等で禁止行為や出品禁止商品等について定めています。利用する際は、サービスの仕組みや禁止行為等についてよく理解しましょう。
- **消費生活センターでは、個人間取引によるトラブルは、原則として対象外**
トラブルになった場合には、まずは十分に当事者間で話し合いをしましょう。トラブルが解決しない場合には、フリマサービス運営業者に事情を伝え、調査等の協力を得られないか確認してみましょう。



©宮城県・旭プロダクション

何かお困りごとがあれば、ひとりで悩まずに、お住まいの地域の消費生活相談窓口へご相談ください。



©宮城県・旭プロダクション

消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



「多重債務無料法律相談会」を開催します

主催 宮城県多重債務問題対策会議

多重債務問題の解決へ向けて、消費生活相談員に加えて、法律の専門家である**弁護士**や**司法書士**が相談に応じる**相談会**を開催します。「数社から借入があり、今後の返済に困っている…」、「収入の予定が狂ってしまい、住宅ローンなどの返済ができない…」などのお悩みを抱えている方は、ひとりで悩まずにご相談ください。**相談は無料です！**

あわせて、事業者の方を対象とする相談会を、石巻・大河原・県庁を会場に実施します。

また、借金などが原因で、よく眠れないなど心の健康に不安を感じている方を対象に「心の健康相談」も実施します。

相談会日程



開催日	会場	定員	
		個人向け	事業者向け
11月19日(火)	県大河原合同庁舎	—	4人
12月4日(水)	県大崎合同庁舎	8人	—
	県石巻合同庁舎	10人	—
12月5日(木)	県栗原合同庁舎	4人	—
	県気仙沼合同庁舎	8人	—
12月6日(金)	県大河原合同庁舎	10人	—
	県登米合同庁舎	8人	—
12月7日(土)	県庁	12人	4人
12月8日(日)	県庁	12人	4人
12月10日(火)	県石巻合同庁舎	—	4人

相談会の内容

相談会は午前9時30分から午後4時30分までです。(栗原合同庁舎のみ午後1時から)
相談時間は一人当たり原則1時間30分とします。(「心の健康相談」は別途)

●相談会の流れ●

①消費生活相談員による面談(30分)



②弁護士又は司法書士による法律相談(30分)



③消費生活相談員による事後相談など(30分)

1時間30分

☆希望する方は相談会の後に「心の健康相談」も受けられます。



申込方法

事前予約制です。お電話で事前予約をお願いします。

●個人の方

宮城県消費生活センター ☎022-261-5164

予約受付時間 午前9時～午後5時

●事業者の方(11/19大河原会場、12/7・8県庁、12/10のみ)

東北財務局金融監督第三課 ☎022-266-5703

予約受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

予約受付期間 令和元年11月1日(金)～事業者は15日(金)、個人は22日(金)まで

※予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は引き続き予約を受け付けます。

借金の問題は必ず解決できます！ぜひ、ご相談ください！